委員会の役割について

資料１

〇笠松町老人福祉計画等作成委員会

・高齢者が自立し安心していきがいのある生活ができるよう笠松町老人福祉計画及び笠松町介護保険事業計画の策定を行います。

【根拠】笠松町老人福祉計画等作成委員会設置要綱
【役割】・老人福祉計画の作成、見直し、評価及び推進に関すること
・介護保険事業計画の作成見直し、評価及び推進に関すること
・地域ケア推進会議に関すること
【組織】町長が委嘱した委員１５名以内
【任期】３年（令和８年８月１日～令和１１年７月３１日）

〇笠松町地域密着型サービス運営協議会

・地域密着型サービスとは、要介護高齢者等が住み慣れた地域で生活ができるよう市町村指定の事業者が地域町民に提供するサービスです。
・この協議会は、町内の地域密着型サービス事業所のサービスの質の確保、運営評価等適切な運営を図ることを目的としています。

【根拠】笠松町地域密着型サービス運営協議会設置要綱
【役割】・地域密着型サービス等事業者の指定に関すること
・地域密着型介護サービス費及び地域密着型介護予防サービス費の額に関すること
・地域密着型サービス等に従事する従業者の基準に関すること
・地域密着型サービス等の事業の設備及び運営の基準に関すること
【組織】・笠松町老人福祉計画等作成委員会の委員をもって構成。

〇笠松町地域包括支援センター運営協議会

・地域包括支援センターは介護・保健・福祉の専門職がチームとなって、高齢者およびその家族からの相談の受付や高齢者の見守り、心身の状態にあわせた支援を行う高齢者の総合的な相談・サービスの拠点です。
・この協議会は地域包括支援センターの公正・中立性を確保し、適切かつ円滑な運営を図ることを目的としています。

【根拠】笠松町地域包括支援センター運営協議会設置要綱
【役割】・地域包括支援センターの設置等に関すること
・地域包括支援センターの運営及び評価に関すること
・地域における介護保険以外のサービスとの連携の形成に関すること
【組織】・笠松町老人福祉計画等作成委員会の委員をもって構成。